

[事案 24-13] 手術給付金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由として、ガン手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 3 月、及び平成 12 年 7 月に加入したガン保険につき、平成 21 年 9 月に行われたカテーテル設置手術については、ガン手術給付金は支払われたものの、平成 23 年 10 月に行われたカテーテル抜去手術については、ガン手術給付金が支払われていない。設置手術の給付金支払の際、抜去手術については給付金を支払わないとの説明は一切なく、また、設置手術と抜去手術とは全く同じ内容の手術であるので、抜去手術についても手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約の約款には、ガン手術給付金の支払対象となる手術は、ガンの治療を直接の目的とするものであり、かつ、所定の倍率表に定められる手術であること、と定められており、本件手術はそれに該当しないので、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 保険契約は附合契約【注】であり、契約の内容は約款の記載に従って定められ、カテーテル抜去手術はすでに手術給付金が支払われたカテーテル設置手術との一連の手術（表裏の関係にある手術）として取り扱われるべきと考えられ、約款別表に列挙された手術のいずれにも該当しない。
- (2) 申立人は、カテーテル設置手術に対する手術給付金支払の際に、抜去手術については手術給付金が支払われない旨の説明がなかったと主張しているが、保険会社にはそのような義務までではない。

【注】

附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。